

令和8年3月30日

甘木・朝倉消防本部

懲戒処分の公表について

令和8年3月30日付で職員の懲戒処分を行ったので、次のとおり公表します。

1 職員で構成する私的な親睦団体での着服に関する件

- (1) 被処分者 甘木・朝倉消防署 東部分署消防第2係主任主査 消防士長 40歳代 男性
- (2) 処分の内容 停職6箇月
- (3) 処分の理由 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

2 事案の概要

被処分者は、平成29年から職員で構成する私的な運動部の会計事務に携わっていた平成30年2月19日から平成30年3月13日にかけて212万4,628円を預金口座から引き出し、借金返済に使用していた。会計上の全額返済として、平成31年1月11日に286万4,064円が入金されていた。

また、令和4年から同校区の関係職員で構成する私的な親睦会の会計事務に携わっていた令和5年8月10日から令和5年9月7日にかけて94万円を預金口座から引き出し、ギャンブルに使用していた。令和7年3月13日に全額返済していた。

この行為は、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触し、その職の信用を傷つけ、職員の職全体が不名誉となる行為であり、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であるため、懲戒処分としたもの。

3 消防長の謝罪

職員が全体の奉仕者としてふさわしくない非行により、住民や社会に対する信頼を損なうこととなってしまったことを大変重く受け止めるとともに、深くお詫び申し上げます。

今後は、厳正な服務規律の徹底と再発防止に向けた取り組みを一層強化し、全職員一丸となって、住民の信頼回復に全力で取り組んでまいります。